

福島県立富岡高等学校同窓会特別会則

この特別会則は、平成29年度からの富岡高等学校休校期間中にのみ適用する会則である。従来の富岡高等学校同窓会会則は改正せず、本会則を準用する。

第1章 名 称

第1条 本会は、福島県立富岡高等学校同窓会と称し、事務局を会長宅に置く。

第2章 目 的

第2条 信義と友愛の精神に基づき、事務局と会員との連絡を密にして、富岡高等学校再開時までの会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 組 織

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 富岡高等学校を卒業した者
- (2) 特別会員 富岡高等学校旧職員
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同した者

第4章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は、その代行をする。
- (3) 会 計 会計を掌る。
- (4) 監 査 会計を監査する。
- (5) 幹 事 会長を補佐し、会務を掌る。
- (6) 評議員 本会の目的達成のため本会の運営に参加する。
- (7) 顧 問 会長の諮問に応ずる。

第5条 役員任期は定めない。ただし役員から辞任の申し出があった場合は、役員会での承認を得て承認し、次の役員を委嘱する。

第5章 事 業

第6条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 母校の教育振興に資すること
- (3) その他、役員会において決定した一切の事項

第6章 役 員 会

第7条 役員をもって構成し、随時会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 緊急を要する事項
- (3) その他、会務執行に関する事項

第7章 会 計

第8条 本会の経費は、寄付金、事業収益をもって充てる。

第9条 本会に会計簿、記録簿、会員名簿を備えつける。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 会員は、住所、氏名の異動を本会に通知する。
- 2 本会特別会則は、平成29年4月1日より施行する。

資料：同窓会会則

福島県立富岡高等学校同窓会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、福島県立富岡高等学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 信義と友愛の精神に基づき、会員相互の親睦を図り、母校と連絡を密にして、その後援をなすをもって目的とする。

第3章 組 織

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 富岡高等学校を卒業した者
- (2) 特別会員 富岡高等学校現職員および旧職員
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同した者

第4章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はその代行をする。
- (3) 幹 事 会長を補佐し、会務を掌る。
- (4) 会 計 会計を掌る。
- (5) 監 査 会計を監査する。
- (6) 評議員 本会の目的達成のため本会の運営に参加する。
- (7) 顧 問

第5条 役員任期は2か年とし、補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再選を妨げない。

第6条 役員を選出を次のように定める。

- (1) 会 長 1 名 総会において正会員中より選出する。
- (2) 副会長 若干名 同 上
- (3) 幹 事 若干名 正会員、特別会員中から卒業年度、方部を勘案して、会長が委嘱する。
- (4) 会 計 2 名 正会員、特別会員中から会長が委嘱する。
- (5) 監 査 2 名 総会において正会員中から選出する。
- (6) 評議員 若干名 特別会員から会長が委嘱する。
- (7) 顧 問 若干名 母校の校長その他総会の決議により推戴する。

第5章 事業

第7条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 会誌および会員名簿の作成
- (3) 母校の教育振興に資すること
- (4) その他、総会および役員会において決定した一切の事項

第8条 (削除)

第6章 総会

第9条 総会は、毎年1回会長これを招集し、次の事項を審議し議決する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

- (1) 会務の報告
- (2) 会計の報告
- (3) 会則の変更
- (4) 役員の改選
- (5) その他本会の目的達成に関する事項

第10条 総会は、会員総数の3分の2以上の出席により、成立するものとする。ただし、3分の2に満たない場合も会長がこれを認めたときは、この限りでない。

第7章 役員会

第11条 役員をもって構成し、随時会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 予算決算に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 緊急を要する事項
- (4) その他、会務執行に関する事項

第8章 会計

第12条 本会の経費は、入会金、寄付金、事業収益をもって充てる。正会員の入会金は5,000円とし、入会の際納入する。

第13条 本会に会計簿、記録簿、会員名簿を備えつける。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 本会は、目的達成のため必要に応じ支部を設けることができる。支部には、支部長1名をおく。
- 2 支部規則は、支部において定める。
- 3 会員は、住所、氏名、勤務先等の異動を本会に通知する。
- 4 本会会則は、昭和28年3月12日から施行する。

昭和55年12月13日改正 昭和59年8月26日改正

平成 9年 11月 1日改正
平成 20年 5月 24日改正

平成 13年 5月 19日改正